

みやま市立図書館「喫茶・展示スペース(仮称)」内
売店出店者募集要項

平成30年4月 みやま市教育委員会

目 次

1	募集の目的	1
2	場所及び施設の概要	1
3	喫茶・展示スペースの運営に関する事項	1
4	使用条件及び出店申請	3
5	応募者の資格要件	3
6	経費負担	4
7	応募手続	4
8	応募についての留意事項	5
9	スケジュール（予定）	6
10	その他	6
11	問い合わせ先（事務局）	6

1 募集の目的

みやま市立図書館では、市民が気軽にリラックスして読書や飲み物等を楽しめる空間として、喫茶・展示スペース（仮称）を設置する。そこで、来館者の方々等にパン等の販売を行い、平成30年7月（予定）から営業する出店者を募集する。

2 場所及び施設の概要

- (1) 対象施設：みやま市立図書館
- (2) 所在地：福岡県みやま市瀬高町下庄800番地1
- (3) 開館時間：午前10時～午後6時。ただし毎週金曜日は午前10時～午後8時
- (4) 休館日
 - ① 月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌平日を振替休館）
 - ② 年末年始（12月28日～1月4日）
 - ③ 資料整理日（毎月第4木曜日。祝祭日の場合は翌平日を振替休館）
 - ④ 特別整理期間（5月から7月までのうち15日以内）

※開館時間および休館日については、変更となる場合がある。

3 喫茶・展示スペース(仮称)の運営に関する事項

- (1) 喫茶・展示スペースの概要
 - ① 場所：みやま市立図書館 1階 喫茶・展示スペース（仮称）
 - ② 面積：約119㎡（使用許可部分：約5㎡）
 - ③ 使用用途：施設入場者向けの喫茶・展示スペース
 - ④ 営業開始予定日：平成30年7月1日
 - ⑤ 設備等：コンセントあり。喫茶用として自動販売機（カップ式）1台設置予定
 - ⑥ その他：施設内は全面禁煙。上記とは別に自動販売機（缶・ペットボトル飲料）1台あり。
- (2) 運営に関する基本的事項
 - ・借出した本を読書しながら休憩ができるコミュニティの場の提供
 - ・誰もが気軽に利用できるやさしい応対
 - ・市及び図書館に対する協力体制（非常・災害時、イベント時等）
 - ・関係法規、規定等の遵守
- (3) 営業内容に関する事項
 - ① 営業・取扱品目
 - ア 製造加工品

パン・焼菓子等の製造加工品。食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で製造・加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。持ち帰り用としての販売可。なお、喫茶・展示スペース内での調理は不可とする。また、アルコール飲料及び危険物の販売は禁止する。

イ 観光物産品等

製造加工品とともに販売を行う場合は可能とし、観光物産品のみでの販売は不可とする。

② 営業にあたっての申請

取扱食品のうち、食品衛生関係法令により保健所の許可を必要とする場合は、出店者の責任において保健所の許可を受けなければならない。

③ 営業日・営業時間

営業日・営業時間は、図書館開館日及び開館時間内の範囲内とする。

(4) 営業希望日の決定方法

① 出店希望者は「売店出店申請書（様式第1号）」に必要な事項を記載のうえみやま市立図書館に提出すること。

② ①の申請後、適当であると認めた者については「売店出店許可証（様式第2号）」を交付する。許可を得た者については7月～9月分の「出店希望日調査票（様式第4号）」を5月31日（木）の午後5時までにみやま市立図書館へ提出すること。

③ 出店希望日調査票締切日の翌日、午前10時15分より抽選を行い、各希望者の出店予定日を決定する。

④ 上記にて予約が入らなかった分については、抽選日の翌日以降に先着にて予約を受け付ける。この場合「売店出店許可証（様式第2号）」を交付されている者については、電話での仮予約も可能とする。

⑤ 10月以降については、3ヶ月毎に上記②～⑤の方法を繰り返す。（予定）

(5) 運営に関する留意点等

① 売店責任者

出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、販売期間中常駐させること。また、責任者に変更が生じた場合は、直ちに市へ報告すること。

② 出店予定日

出店予定日には必ず出店すること。ただし、台風、風水害、地震等の天変地異等やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

③ 苦情処理等

喫茶・展示スペース利用者から販売に関する苦情等トラブルが発生した場合は、出店者が対応したうえで、重要なものについては速やかに市に報告すること。

④ 備品

テーブル、椅子は市で準備する。それ以外に必要な備品等は、出店者の責任による持ち込みとする。この場合において、持込備品等の修繕は、出店者が行うものとする。

⑤ 張り紙・看板等

張り紙、看板等の設置にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとする。

(6) 衛生管理等に関する事項

① 衛生管理

出店者は、食品衛生法および関係法令等を遵守した上で、衛生管理に十分注意を払い、喫茶・展示スペースでの営業において発生した問題については、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

② 清掃、廃棄物の処理

売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、その日に発生したゴミは各自で持ち帰り処分すること。

4 使用条件及び出店申請

(1) 使用許可

喫茶・展示スペースについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4及びみやま市財務規則（平成19年みやま市規則第47号）第180条の規定により、使用許可するものとする。

(2) 使用許可申請

出店希望者は、出店日決定後に「行政財産等使用申請書」を速やかに市に提出のこと。

(3) 使用許可の取り消し

使用許可期間に関わらず、公用または公共用に供するため必要を生じたとき、または許可条件に違反したときは、地方自治法第238条の4第9項の規定により、行政財産許可を取り消すことがある。

この場合において、出店者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないこととする。

(4) 原状回復

使用許可期間満了、または使用許可が取り消された時は、出店者の負担で、市が指定する期日までに使用物件を原状に回復させること。

5 応募者の資格要件

応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して、過去3年間処分を受けていないこと。
- (3) みやま市暴力団排除条例（平成21年みやま市条例第27号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (4) 販売員として、暴力団員等を使用、雇用していないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 食品を取り扱う場合は、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。

6 経費負担

- (1) 使用料
喫茶・展示スペース（売店部分）の使用料は、4時間あたり100円（施設・備品・水道費含む）とする。ただし、みやま市行政財産使用料条例第4条の規定に該当する団体の場合は、条例に基づき減免する。
- (2) その他の必要経費
 - ① 出店者は、食品営業賠償保険等の食料品販売業等に関する賠償責任保険に加入し、その費用を負担すること。
 - ② その他売店の運営に要する経費は、出店者の負担とする。

7 応募手続

- (1) 参加申請
7月からの出店を希望する事業者は、下記の期日までに「売店出店申請書（様式第1号）」をみやま市立図書館まで提出すること。締切後の応募は受け付けない。
 - ① 申請受付期間
平成30年4月17日（火）～平成30年5月11日（金） 午後5時（必着）
※以下の期日は休館日であるため受け付けません。
・4月23日（月）、26日（木）、5月1日（火）、7日（月）
 - ② 提出場所
みやま市立図書館（〒835-0024福岡県みやま市瀬高町下庄800番地1）
 - ③ 提出方法
持参または郵送（書留または簡易書留）によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

(2) 応募書類

次の書類を各1部提出すること。

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
① 売店出店申請書	○	○	(様式第1号)
② 企画書	○	○	任意様式（A4横書き） 以下の項目について記載のこと i) 基本方針（コンセプト） ii) 営業予定日・営業予定時間 iii) 運営体制（従業員配置等） iv) 予定している販売物品、販売価格 v) 上記以外の市民サービス等 vi) その他アピール事項
③ 食品製造業許可申請書の写し	○	○	保健所の収受印が押されたもの
④ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書	○		法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの
⑤ 住民票の写し		○	所在市町村発行のもので、発行後3か月以内のもの
⑥ 納税証明書 (国・都道府県・市町村税)	○	○	直前1か年の納税証明書(未納税額がない証明でも可)で発行後3か月以内のもの ※法人：法人税、消費税及び地方消費税、 法人事業税、市町村税 ※個人：所得税、消費税及び地方消費税、 個人事業税、市町村税
⑦ 誓約書	○	○	(様式第3号)

8 応募についての留意事項

(1) 応募書類等の取扱い

- ・提出された書類は、原則、返却しない。
- ・提出された応募書類等に虚偽の記載があった場合は無効とする。
- ・提出後の書類の差し替え、追加及び削除は、市が求める場合を除き、原則、認めない。

(2) その他留意事項

- ・施設の概要及び営業条件等については、今後変更となる場合がある。
- ・その他この要項に定めのない事項、又は疑義がある事項については、別途協議のうえ対応を決定する。

9 スケジュール(予定)

① 7月営業開始分 募集要項配布 及び売店出店申請受付	平成30年4月17日(火)～ 平成30年5月11日(金) 午後5時
② 売店出店許可証交付	平成30年5月18日(金) 予定
③ 出店希望日調査票受付	平成30年5月22日(火)～ 平成30年5月31日(木) 午後5時
④ 出店予定日決定	平成30年6月1日(金) 午前10時15分
⑤ 出店日結果通知	平成30年6月1日(金) 発送予定
⑥ 使用許可申請受付	平成30年6月1日(金)～ 平成30年6月15日(金) 午後5時
⑦ 営業開始(予定)	平成30年7月1日(日)

10 その他

その他この要項に定めのない事項、又は疑義がある事項については、別途協議のうえ対応を決定することとする。

11 問い合わせ先(事務局)

所在地 : 福岡県みやま市瀬高町下庄800番地1
みやま市教育委員会 社会教育課 図書係 (みやま市立図書館内)
電話番号 : 0944-64-1117
FAX番号 : 0944-63-7583